

「ケアプランセンター iーなごみ」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 iーなごみが設置するケアプランセンター iーなごみ(以下「事業所」という。)が行う指定居介護支援〔指定介護予防支援〕の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護〔要支援〕状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援事業〔指定介護予防支援〕は、利用者が要介護〔要支援〕状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 指定居宅介護支援事業〔指定介護予防支援〕は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアプランセンター iーなごみ
- 二 所在地 岐阜県岐阜市長良宮路町3丁目20-1-103

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕にあたる。また、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供に当たる。

- 三 事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後17時までとする。
- 三 連絡体制 上記、営業日及び営業時間内とする。

(指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内その他必要と認められる場所
- 二 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- 五 モニタリングの結果記録 月1回以上

(指定居宅介護支援〔介護予防支援〕の内容)

第7条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画〔介護予防サービス計画書〕の作成
- 二 指定居宅事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山口市、各務原市、本巣市、羽島郡岐南町の区域とする。

ただし、事業所より、車で片道30分圏域内とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
 - 二 虐待の防止のための指針の整備
 - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
 - 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 i-なごみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年 3月 1日から施行する。

この規定は、令和8年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和8年 4月 6日から施行する。